

各 位

清須市企画部企画政策課長

清須市キャッシュレス決済ポイント還元事業の実施について（お知らせ）

新緑の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

本市では、食料品価格等の物価高騰が続く中で、市内の消費を下支えし、地域経済の活性化を図るため、国の重点支援地方交付金を活用し、令和8年6月1日より清須市キャッシュレス決済ポイント還元事業を下記のとおり実施する運びとなりましたので、ご案内いたします。

記

1 事業内容

清須市内の対象店舗で、キャッシュレス決済「PayPay」により支払いを行った場合^{※1}、決済金額の最大10%のPayPayポイント^{※2}を付与します。

※1 PayPay 残高、PayPay クレジット、PayPay ポイント、PayPay デビットによる支払いがキャンペーンの対象となります。

※2 PayPay ポイントは、1 ポイント1 円相当として利用可能。PayPay 公式ストア、PayPay カード公式ストアでも利用可能。出金・譲渡は不可となります。

※3 タバコを含む決済は対象外となります。

2 実施期間

令和8年6月1日（月）午前0時から同月30日（火）午後11時59分まで

3 対象店舗

清須市内にあるPayPayの加盟店のうち清須市とPayPay株式会社が指定する店舗^{※4}

※4 保険適用医療機関・調剤薬局、公共施設などは対象外となります。

4 ポイントの付与上限

- ・ 1回あたりの付与上限：1,000ポイント
- ・ 期間あたりの付与上限：5,000ポイント

< 1回あたりの付与上限の考え方 >

例① 1,000円の商品を購入 ⇒ 10%である100ポイント付与

例② 15,000円の商品を購入 ⇒ 1回あたりの付与上限である1,000ポイントのみ付与

< 期間あたりの付与上限の考え方 >

例①、例②のように1回の決済ごとにポイントが付与され、1アカウントにつき、対象期間内で5,000ポイントを付与した時点で終了となる。

5 その他

- (1) 既にPayPayの加盟店であり、対象店舗となっている場合には、5月末頃に店舗において掲示していただくポスター等がPayPay株式会社より送付されますので、ポスター等の掲示にご協力くださいますようお願いいたします。
- (2) PayPay導入店舗で負担されている決済手数料は、今回の還元事業において、本市からの補助等はありませんので、ご了承ください。
- (3) 1つの商品やサービスを分割で決済することはキャンペーン規約で禁じられています。通常1回の決済にて支払うべき商品等代金を、複数回に分割して決済することにより景品付与を受けたことが判明した場合、本キャンペーンによるPayPayポイントは取り消されますのでご注意ください。

担 当：企画政策課企画政策係（安江）

連絡先：052-400-2936

E-mail：kikakuseisaku@city.kiyosu.lg.jp